

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

令和3年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件は1件であった。
 なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		24年～27年	28年	29年	30年～ 平成31(令和元)年	2年	3年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	0	1	0	0	0	
	新規申立	0	1	0	0	0	1	
	計	0	1	1	0	0	1	
	新規申立	申立人	組 合	1				
			個 人					1
			組合・個人					
		該 当 号	1					
			2		1			
			3					
			4					
			1・2					
			1・3					1
			1・4					
			2・3					
			2・4					
1・2・3								
1・2・4								
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下						
		和 解	関 与		1			
			無 関 与					
	計			1				
移 送								
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済							
	一 部 救 済							
	棄 却							
	却 下							
	計							
終 結 計			1					
次 年 へ 繰 越	0	1	0	0	0	1		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区 分	24年～28年	29年	30年～ 平成31(令和元)年	2年	3年
100日未満					
100～299日		1			
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					

第2節 取扱事件一覧

事件 区分	業 種	従業員 (組合員) (人)	求める救済の内容	7条 号別 区分	申立年月日	終結状況 終結年月日
令和 3年 (不) 第1号	廃棄物 処理業	77	会社解散の撤回 原職復帰 バックペイ 文書交付	1.3	R3.9.24	係属中

(注) 従業員、組合員数は申立時の人数である。

第3節 審査の概要

救済申立ての内容、審査経過等は次のとおりである。

令和3年（不）第1号 不当労働行為救済申立事件

(1) 当事者等

申立人 個人申立人2名

被申立人 X株式会社（廃棄物処理業）

公益委員 井上会長、川村代理、稲田委員、清水泰幸委員、小池委員

参与委員 (労) 寺島委員、橋岡委員、(使) 清水則明委員、中村委員

(2) 申立ての概要と請求する救済内容

・会社解散の撤回、原職復帰、バックペイおよび文書交付を求める。

(3) 答弁書の概要

申立人の請求をいずれも棄却するとの命令を求める。

(4) 審査の経過

令和3年9月24日の申立て後、1回の調査を行い、翌年に持ち越した。

令和3年	9月24日（金）	不当労働行為救済申立
	9月28日（火）	第542回公益委員会議 ・審査開始の決定
	11月30日（火）	第1回調査

